

労務費ダンピング調査の実施について（お知らせ）

提出された積算内訳書について労務費ダンピング調査を実施します！

R8年6月1日以降の
入札手続開始案件より

○ 建設業の処遇改善に向け、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正され、適正な労務費を確保し技能労働者への適正賃金支払いを促す制度が整備された。



○ 入契法 第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札に際し、労務費等を明示した入札金額の内訳書を提出することが義務づけられた。（R7.12.12施行）

⇒ **【積算内訳書への労務費等の記載を義務化】**

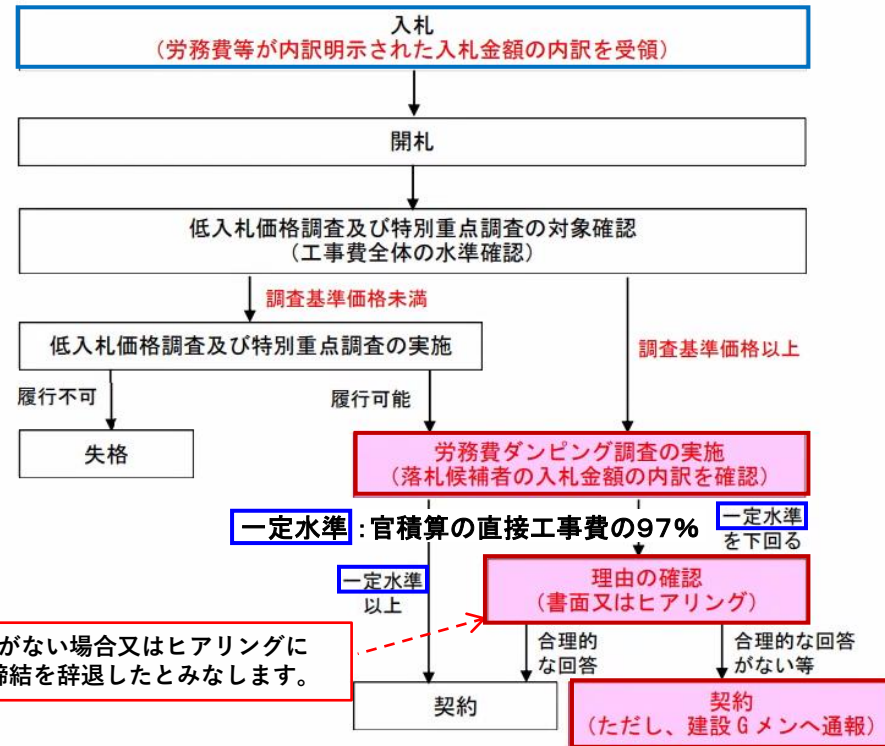


○ 発注者は提出書類の内容確認を含む必要な措置を講ずることとされた。

⇒ **【労務費ダンピング調査】**

令和8年6月1日以降に入札手続を開始する建設工事について労務費ダンピング調査を行います。

【手続フロー】



注：書面による回答がない場合又はヒアリングに応じない場合は契約締結を辞退したとみなします。

● 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）

（各省各庁の長等の責務）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

※必要な措置の内容については「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」による。